

Vol  
78  
2022

# 法務省だより あかれんが

## 《本号の注目記事》

- 「第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」(Col-YF)について
- 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」が策定されました！
- 記者が行く！～侮辱罪の法定刑の引上げについて～



《特集記事》

- 01 「第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」(Col-YF)について
- 03 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」が策定されました!
- 05 第72回“社会を明るくする運動”キックオフイベント
- 09 今年度の再犯防止啓発月間の様子をお届けします!
- 12 サイバー犯罪に対して国際的に取り組む! アジ研の第178回国際研修、オンラインで開催
- 14 「第23回法整備支援連絡会」を開催しました。

《常設記事》

- 17 お答えします～アジ研について～
- 18 記者が行く!～侮辱罪の法定刑の引上げについて～

《連載記事》

- 20 そんなとき法テラスがお役に立ちます! Vol.58  
～法テラスの「国際室」の取組を知っていますか?～
- 21 法制度整備支援の現場から
- 23 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.14  
～法務教官～

## 「第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」(Col-YF)について

「第2回法遵守の文化(※1)のためのグローバルユースフォーラム」(英語名:The 2nd Global Youth Forum for a Culture of Lawfulness、略称:Col-YF)の最新情報をお届けします！

### 1 ユースフォーラム(Col-YF)の開催背景及び概要

令和3年の京都 kongress・ユースフォーラムには、各国から高い評価の声が寄せられるとともに、京都 kongressで採択された「京都宣言」には、犯罪防止の取組を支援するため、ユースフォーラムを開催するなどして若者のエンパワーメントに努める旨が盛り込まれました。そこで我が国は、「京都宣言」の実施のため、ユースフォーラムを定期的を開催することとしています。

本ユースフォーラムは、多様な価値観やバックグラウンドを持つ世界各国の若者が、社会における様々な問題について真摯に議論し、将来につながるネットワークを築く場です。議論の成果は「勧告」(※2)として取りまとめられ、国連に提出されることとなり、国際感覚を有する人材育成の場や司法分野における国際業務に対して若者に興味を持ってもらう重要かつ貴重な機会となっています。

昨年10月に、東京で開催した第1回(※3 ダイジェスト VTR:当日の様子は下記 QR コードから)に続き、本年度は、京都 kongress・ユースフォーラムの会場であった国立京都国際会館において、「第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」を以下のとおり開催します。

(※1)「法遵守の文化」(英語名:Culture of Lawfulness)とは、国民が、法やその執行が公正・公平であると信頼し、それゆえこれらを尊重する文化のことを指します。



第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム集合写真  
(令和3年10月9日～10日開催)

(※2)第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム「勧告」(仮和訳)  
※QRコードからアクセスしてください。



(※3)第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム「ダイジェスト VTR」  
※QRコードからアクセスしてください。



## 2 第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム(CoI-YF) 開催概要



第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムポスター

【日 時】令和4年12月3日(土)、4日(日)

【会 場】国立京都国際会館

【方式等】来場参加とオンライン参加を組み合わせたハイブリッド方式  
(刑事司法系と民事系の2つの分科会を開催予定)



国立京都国際会館外観

多様な価値観やバックグラウンドを持つ世界各国の若者が多数参加する見込みであり、若者ならではの新鮮な視点から、活発で充実した議論がなされることが期待されます。

## 3 もっと詳しく知りたい方はこちら！

「第2回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」に関する情報については、随時更新しておりますので、以下の「京都 kongress の成果の具体化 HP」又は「京都 kongress & フォローアップツイッター」をご覧ください。

京都 kongress の成果の具体化 HP  
※QRコードからアクセスしてください。



京都 kongress & フォローアップツイッター  
※QRコードからアクセスしてください。



## 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」が策定されました！

### 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)について

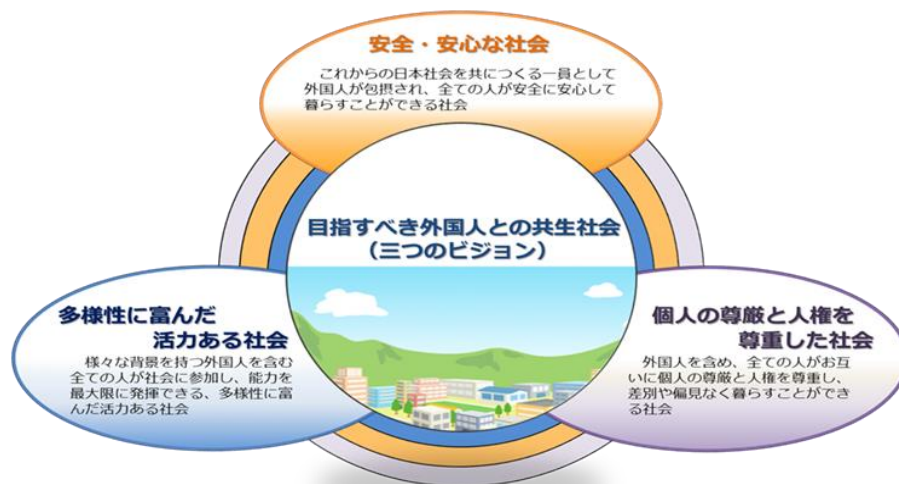
令和3年1月、政府において、外国人との共生社会の在り方、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題について調査し、関係閣僚会議に意見を述べることを目的として、「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」(以下「有識者会議」という。)の開催を決定し、同年11月、有識者会議において取りまとめられた意見書が、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出されました。



有識者会議の田中座長から「意見書～共生社会の在り方及び中長期的な課題について～」を受け取る古川法務大臣(当時)

令和4年6月、この意見書を踏まえ、政府において、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けた令和8年度までを対象期間とする中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定し、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしました。

## 【目指すべき外国人との共生社会のビジョン(3つのビジョン)】



## 【取り組むべき中長期的な課題(4つの重点事項)】

- 1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組
- 2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化
- 3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援
- 4 共生社会の基盤整備に向けた取組

## 【法務省に関連した主な取組】

- ・生活オリエンテーション(日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習)動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境を整備
- ・マイナポータル等を活用した情報発信
- ・外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進
- ・「外国人との共生に係る啓発月間(仮称)」の創設、各種啓発イベント等の実施
- ・外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討

### 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和4年度改訂)」(以下「総合的対応策」という。)について

政府においては、平成30年12月、特定技能制度の創設(平成31年4月施行)を踏まえつつ、外国人材の受入れ、共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、労働環境、教育、医療、住宅など生活の様々な場面に関する施策が盛り込まれた総合的対応策を取りまとめました。以後、四度の改訂を行っています。直近の令和4年6月の改訂では、ロードマップの施策について単年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策でないためにロードマップには記載されていないものの、共生社会の実現のために政府において取り組むべき施策を示しています。

## 第72回“社会を明るくする運動”キックオフイベント

第72回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間の開始に際し、7月1日(金)、法務省内大会議室において、キックオフイベントを開催しました。

### 1 “社会を明るくする運動”とは

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において、力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動です。本イベントは、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの立ち直りについて考えを深めていただくきっかけとなるよう開催されたものです。



“社会を明るくする運動”について詳しくはこちら



前回に引き続き、新型コロナウイルス感染症の対策を講じながらも、できるだけ多くの人に“社会を明るくする運動”をPRするため、マスメディアの方々に集まっていただき、報道やオンラインを通じた広報活動を行いました。

### 2 イベント第1部について

第1部では、“社会を明るくする運動”のフラッグアーティストである谷村新司さんと、岐阜ダルク施設長の遠山香さん、津島淳法務副大臣(当時)をお迎えし、宮田祐良法務省保護局長がモデレーターを務め、「生きづらさに寄り添う支援」をテーマに対談を行いました。遠山さんからは、ご自身の生い立ちやダルクを立ち上げるまでの経緯、当事者かつ支援者としての思いをお話しいただきました。谷村さんは、更生保護施設で行ったシルバー

リング作りのエピソードをお話しされ、更生に導く居場所づくりを「心の縁側」に例えて、“社会を明るくする運動”に込めた思いを伝えられました。



第1部「生きづらさに寄り添う支援」座談会の様子

### 3 イベント第2部について

第2部では、吉本興業株式会社とコラボした第72回“社会を明るくする運動”の取組を発表しました。

バッドボーイズの佐田正樹さんが「1か月保護司就任」について、カジサックさんがYouTube コラボ企画について、今後の意気込みを語りました。



1か月保護司に委嘱されたバッドボーイズの佐田さん(右)と津島副大臣(当時)(左)



盛り上がりを約束するカジサック(左)と津島副大臣(当時)(右)



また、和牛の水田信二さん、フルーツポンチの村上健志さん、プラス・マイナスの岩橋良昌さん、スパイクの松浦志穂さんの4人が、BSよしもと特番として収録済みの「芸人だってツライよ！トラブルっちゃった座談会 #生きづらさを生きていく。」について、収録時の感想や各々の「生きづらさ」について語りました。



第2部 「芸人だってツライよ！トラブルっちゃった座談会」の様子



フルーツポンチ  
村上さん



和牛 水田さん



プラスマイナス  
岩橋さん



スパイク 松浦さん

イベントの最後に、津島淳法務副大臣(当時)の声掛けで、第72回“社会を明るくする運動”強調月間のスタート宣言を行いました。



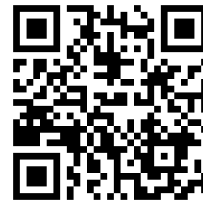
みんなで「スタート宣言」

#### 4 イベントの配信について

イベントの様子は、近日中に YouTube 法務省チャンネルで配信される予定です。ぜひご覧ください。

また、第2部で紹介があった「芸人だってツライよ！トラブルっちゃった座談会」は、YouTube 法務省チャンネルやBSよしもとのHPで公開されています。下記の二次元バーコードからご覧ください。

「芸人だってツライよ！  
トラブルっちゃった座談会」  
(YouTube 法務省チャンネル)



## 今年度の再犯防止啓発月間の様子をお届けします！

再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)では、国民の皆さまに、広く再犯の防止等について関心を深めていただくため、7月を再犯防止啓発月間とする旨が定められています。法務省では、毎年同月間に、集中的に再犯防止に関する広報啓発を実施していますが、本年度も多くのイベントを実施いたしましたので、その様子についてお届けいたします！

### 再犯防止啓発ポスターの制作

令和3年度に実施した「再犯防止4コマ&1ページ漫画大賞」(以下「漫画大賞」)における入賞作品(法務大臣賞受賞作品、法務副大臣賞受賞2作品、法務大臣政務官賞受賞3作品)をフィーチャーして、今年度の再犯防止啓発ポスターを全6種類制作いたしました。

そして、7月1日から7月15日までの間、“社会を明るくする運動”のポスターとともに、全6種類の再犯防止啓発ポスターで、法務省日比谷公園側掲示版(祝田橋掲示版)を埋めつくすイベント(ジャックイベント)を実施いたしました。

また、再犯防止啓発ポスター(法務大臣賞受賞作品 Ver.)については、法務省出先機関のほか、地方公共団体や公共交通機関などにも配布して、全国に掲示していただきました。



▲今年度の再犯防止啓発ポスター  
(法務大臣賞受賞作品 Ver.)

### 再犯防止啓発動画の制作

漫画大賞において法務大臣賞を受賞した作品を活用して、再犯防止啓発動画(15秒のショートムービー)を制作しました。ホゴちゃんとアシカ親方が会話をする際に、印象的な効果音が入っておりますので、動画をご覧ください！



▲再犯防止啓発動画のQRコード  
(YouTube 法務省チャンネル)



めることができたと思います。

#あなたのまちのアシカ親方プロジェクトについては、30自治体に45のツイートをしていただいたほか、#こんな風景を見かけましたプロジェクトについては、23自治体にご協力をいただきました。

## note を活用した集中的な広報活動

法務省再犯防止公式 note アカウントを活用して、おおよそ週に1本の頻度で、再犯防止に関する記事を投稿いたしました。

再犯防止啓発月間の取組等については、法務省HP等でも公表しているところではありますが、noteでは、より皆さまに再犯防止に親しみを感じていただくため、担当者目線で記載しております。

再犯防止啓発月間終了後も、引き続き公開しておりますので、QRコードから、ぜひご確認ください！



## 終わりに

今回の特集記事では、今年度の再犯防止啓発月間における取組について、ご紹介させていただきました。今年度は、沢山のイベントを実施したことから、全てのイベントに目を通された方は多くないかもしれませんが、どのイベントも「再犯防止についてまずは知っていただきたい」という思いで取り組んできましたので、これからでもご確認いただけましたら幸いです。

なお、今年度の再犯防止啓発月間は終了してしまいましたが、今年度中に、まだまだ再犯防止に関するイベントを盛り沢山で実施する予定です。引き続き、ご注目ください！

「もどらないおん」も、引き続き、再犯防止に関する広報の行方に注目するワン！



▲もどらないおん

再犯防止について、日々、学んでいるライオン。

詳細については、法務省再犯防止公式 note をご覧ください！

## サイバー犯罪に対して国際的に取り組む！

### アジア研の第178回国際研修、オンラインで開催

#### 1 アジ研の研修とは

国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）は、国連との協定に基づき法務省が運営しており、開発途上国の刑事司法実務家を対象とした国際研修を実施しています。これまでの約60年間に、142か国から6,200人以上の研修員が参加しました。なお、新型コロナウイルス感染症の流行による渡航制限等のため、昨年度からオンラインで研修を実施しておりましたが、令和4年度の秋頃から対面での研修を再開するべく準備を進めております。

#### 2 刑事司法研修

第178回国際研修は、刑事司法（捜査、訴追、裁判及び国際協力）に関する研修であり、「サイバー犯罪－電子証拠が問題となるあらゆる形態の犯罪」をテーマとして、令和4年6月14日から同年7月7日までの間実施し、14か国から28名の研修員が参加しました。

#### 3 研修概要

情報通信技術の普及・発展により、新たな手口のサイバー犯罪が次々と出現し、それへの効果的な対処が各国における重要課題の一つとなっております。今回の研修では、サイバー犯罪対策における最先端の取

組を紹介してもらうべく、ユーロジャスト（欧州司法機構）のリナ・アクス氏から「サイバー犯罪の捜査及び国境を越える電子証拠収集の諸問題」と題する講義を、米国司法省のトーマス・シャラ・ドハティ氏から「汚職事件の捜査・訴追における電子証拠の効果的活用」と題する講義をそれぞれ行っていただきました。いずれの講義でも最先端の知見や豊富な経験に基づく実務的取組等が紹介され、自国では得がたい内容も含まれていたため、研修員の関心も高く、積極的な質疑応答につながりました。研修の終盤には、研修員をグループ分けし、共通する課題の特定とその対応策を討議し、実行すべきアクションプラン（AP）を発表してもらいました。共通する主なAPとしては、①サイバー犯罪対策関連法制度の調和（サイバー犯罪条約の締結等）、②（国内外問わず）機関間の情報共有の促進、③能力向上のための研修等の実施が挙げられますが、いずれもサイバー犯罪対策にとって重要であり、研修の総括としてふさわしいものでした。

多くの研修員から、来日して研修を受けたかった旨の意見を頂きましたが、一方で、各種講義や討議が充実しており、オンラインであっても様々な知見等を得られて非常に有益だったとの感想も多く寄せられました。

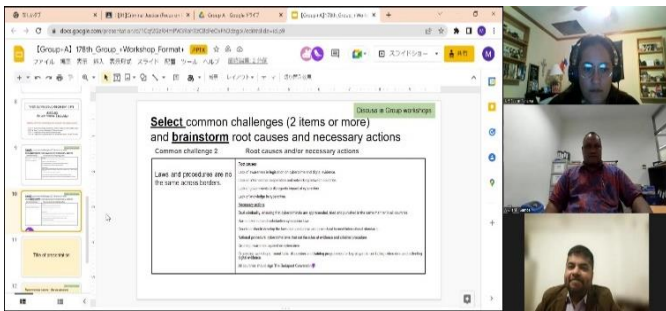
## 4 おわりに

ヒト・モノ・カネが国境を越えて移動するグローバル社会では、サイバー犯罪を含む様々な犯罪も国境を越えて行われるため、国際協力が必要不可欠です。コロナ禍の影響でオンライン実施となりましたが、各国の近時のサイバー犯罪対策における知見やベスト・プラクティス等を共有できたことは非常に有意義でした。今回の研修で得られた知見を、各研修員の自国の制度の発展・充実化に活用してもらえれば幸いです。

今後もアジ研は、国際研修を通じて、社会や経済の発展を阻害する各種犯罪の撲滅に取り組むとともに、世界各地をつないで刑事司法関係者のネットワーク構築に尽力します。



【リナ氏の講義の様子】



【グループワークの様子】



【研修終了時の様子】

## 「第23回法整備支援連絡会」を開催しました。

### 1 法整備支援連絡会とは

法務総合研究所国際協力部(ICD)は、アジア諸国に対して、基本法令の起草支援、法制度を改善するための支援、法律実務家等の育成支援といった法制度整備支援を行っています。

法整備支援連絡会は、こういった法制度整備支援の活動に携わる関係者間の情報共有・意見交換の場として、年1回、独立行政法人国際協力機構(JICA)と法務総合研究所との共催で開催されています。

### 2 第23回法整備支援連絡会について

令和3年6月25日(土)、会場参加とオンライン配信のハイブリッド方式により第23回法整備支援連絡会が開催されました。

今回は、「法制度整備支援において法理論及び法学教育が果たす役割～実務家養成の在り方を中心に～」をテーマとし、支援対象国における法理論の構築や法学教育の重要性などについて意見交換がなされました。

日本は、明治維新以降、欧米諸国から法制度を学び、それをそのままではなく、自分たちの社会にふさわしい形に採り入れて法制度を作ってきました。

そして、この経験を活かし、日本の法制度整備支援は、日本の法制度を相手国に押しつけるのではなく、相手国の歴史や文化を尊重して、辛抱強く時間をかけて対話しながらその国に根付くような法制度を作るという「寄り添い型」の姿勢で行ってきました。

また、日本の法制度整備支援は、法律制定に関する支援のみならず、これを運用する法律実務家(裁判官、弁護士、検察官)等の人材育成に関する支援も行い、作った法律が上手く運用できるようお手伝いをしてきたことにも大きな特徴があります。

今回の連絡会では、早稲田大学特命教授、東京大学名誉教授の内田貴教授から、日本が明治維新以降、欧米諸国の助力を受けながら西洋式の法典を制定した後、それを実際に運用するために必要な「解釈理論」をどのように作り上げて、その作られた法律を上手く運用できるようになっていったか、というお話をしていただきました。

この他にも、日本の大学に留学経験をもつラオス、カンボジアの法律家のお二人から、自国における法理論及び法学教育についてお話しいただいたほか、パネルディスカッションとして、ベトナムやカンボジアに派遣されて現地で法制度整備支援に携わった弁護士や検察官、現地で法制度整備支援に従事したり支援対象国の留学生教育にあたっている大学教授の皆さんにお越しいただき、支援対象国において法理論や法学教育を発展させるためにはどうしたらいいか、ということについて議論がなされ、参加者からも多くの意見や質問が寄せられました。

内容の詳細について機関誌ICD NEWSに掲載いたしますので、ご関心のある方は、国際協力部 HP 等でご確認ください。





ビデオレターにて開会挨拶を行う加田裕之法務大臣政務官(当時)



内田貴名誉教授による基調講演の様子



日本での留学経験者によるセッションの様子



パネルディスカッションの様子

法務総合研究所国際協力部 HP



## お答えします ～アジ研について～

### Q1 「アジ研」について教えてください。

正式には「国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)」という名前で、昭和37年に国連と日本政府の協定に基づいて設立された機関です。国連の犯罪防止・刑事司法プログラム・ネットワーク機関(PNI)の一つで、法務省法務総合研究所国際連合研修協力部が運営しています。平成29年、東京都府中市から昭島市の国際法務総合センターに移転しました。

### Q2 アジ研の活動はどのように国際貢献していますか？

アジ研は世界の刑事司法の実務家(検察官、裁判官、刑務所職員、保護観察官など)を対象とした国際研修を年4回実施しています。これまでに142カ国から6,200人以上が参加し、アジ研の卒業生は世界中で活躍しています。また、世界各国や国連からの要請を受け、特定の国や地域を対象とした技術協力事業も行っています。

### Q3 新型コロナウイルスでどのような影響がありましたか？

海外との往来が難しくなりましたが、オンライン技術を活用して研修を継続しています。時差に配慮して、ライブ形式の講義とオンデマンド教材を組み合わせたりしています。また、オンライン技術の普及のおかげで、アジ研卒業生のオンライン同窓会を行うなどしており、ピンチをチャンスにするべく工夫を重ねています。

国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)HP



## 記者が行く！

### ～侮辱罪の法定刑の引上げについて～

皆さま、こんにちは！

今回は、令和4年6月13日に成立した「刑法等の一部を改正する法律」のうち侮辱罪の法定刑引上げに係る部分が同年7月7日に施行されましたので、担当者にお話を伺ってきました。

#### 記者

まず侮辱罪とは、どのような罪なのでしょうか？

#### 担当者

事実を摘示せずに、不特定又は多数の人が認識できる状態で、他人に対する軽蔑の表示を行うと、侮辱罪の要件に当たることになります。過去に侮辱罪が適用された事例としては、駅の柱などに「ご注意 ○○(被害者名) 悪質リフォーム工事業者です」などと記載した紙片5枚を貼付したものがあります。

#### 記者

今回、なぜ侮辱罪の法定刑が引き上げられたのでしょうか？

#### 担当者

近時、インターネット上で人の名誉を傷つける行為が特に社会問題化していることをきっかけに、非難が高まり、抑止すべきとの国民の皆さまの意識が高まっています。

人の名誉を傷つける行為を処罰する罪としては、侮辱罪のほかに、名誉毀損罪があり、この罪は、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した」ことが要件となっています。

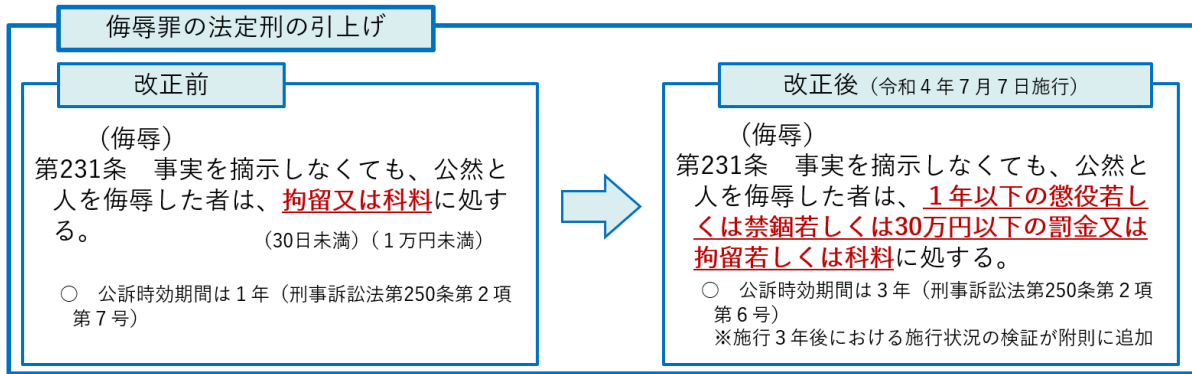


いずれも、人の社会的名誉を保護するものとされていますが、両罪の間には、事実の摘示を伴うか否かという点で差異があり、人の名誉を傷つける程度が異なると考えられることから、法定刑に差が設けられています。名誉毀損罪の法定刑は「3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金」とされる一方、侮辱罪の法定刑は「拘留又は科料」とされてきたのです。

しかし、近年における侮辱罪の実情などに鑑みると、事実の摘示を伴うか否かによって、これほど大きな法定刑の差を設けておくことはもはや相当ではありません。

そこで、侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示し、これを抑止するとともに、悪質な侮辱行為に厳正に対処するため、名誉毀損罪に準じた法定刑に引き上げることとされたものです。

改正の内容については、次の概要をご覧ください。



## 記者

私もSNS上で人を侮蔑する書き込みがされているのを見たことがあります。

加害者にならないように、発信する情報の内容や表現には気を付けるべきだと思いますが、今回の改正により表現の自由が侵害されるおそれはないのでしょうか？

## 担当者

表現の自由は、憲法で保障された極めて重要な権利であり、これを不当に制限することがあってはならないのは当然のことです。

今回の改正は、次のとおり、表現の自由を不当に侵害するものではありません。

- （1） 今回の改正は、侮辱罪の法定刑を引き上げるのみであり、侮辱罪が成立する範囲は全く変わりません。
- （2） 法定刑として拘留・科料を残すこととしており、悪質性の低いものを含めて侮辱行為を一律に重く処罰する趣旨でもありません。
- （3） 公正な論評といった正当な表現行為については、仮に相手の社会的評価を低下させる内容であっても、刑法35条の正当行為に該当するため、処罰はされず、このことは、今回の改正により何ら変わりません。
- （4） 侮辱罪の法定刑の引上げについて議論が行われた法制審議会においても、警察・検察の委員から、「これまでも、捜査・訴追について、表現の自由に配慮しつつ対応してきたところであり、この点については、今般の法定刑の引上げにより変わることはない」との考え方が示されたところです。

## 記者

なるほど。今回の改正で侮辱罪として処罰される範囲が広がるというわけではないんですね。

## 担当者

そのとおりです。侮辱罪の要件は変わっていません。

法務省ホームページでは、侮辱罪の法定刑の引上げに関するQ&Aを公開しておりますので、もっと詳しく知りたいという方はご覧になってみてください。

侮辱罪の法定刑の引上げに関するQ&Aはこちら



# そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.58

## 法テラスの「国際室」の取組を知っていますか？

### ■「国際室」ってどんなところ？

法テラスは、外国人在留支援センター（Foreign Residents Support Center 通称：FRESC / フレスク）※内に、「国際室」を設置しています。国際室では、外国人の方に日本の法制度や相談窓口に関する情報提供を無料で行っています。また、外国人の在留支援に関わる地方公共団体等からの問合せや、他のFRESC入居機関からの相談取次や同席相談に対応するなど、各機関と連携・協力しながら法的支援を行っています。

#### どんな相談が多いの？

- 家族や職場、生活上の取引、損害賠償などの相談が多いです。民事・刑事を問わず、被害の防止に必要な相談であれば幅広く利用可能です。

#### 相談方法は？

- 面談または電話で相談できます。
- 連絡先（電話）

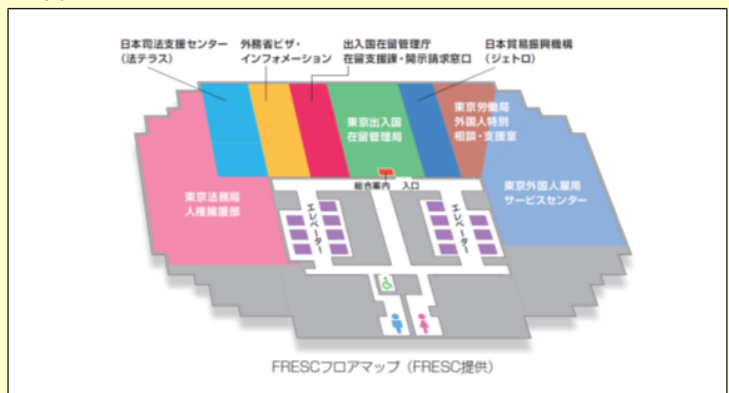
【英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語・ネパール語・タイ語・インドネシア語】を話す方

0570-078377（多言語情報提供サービス）  
「FRESCにつないでください。」と伝えてください。

【日本語】を話す方

0570-011000  
IP電話や 外国からかける人は  
03-5363-3013 に電話してください。

※外国人在留支援センター（Foreign Residents Support Center 通称：FRESC / フレスク）は、日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する政府の窓口が1つのビルに集まり、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。



#### 他にこんなこともしています

外国人に対する法的支援能力の向上を目的として、外国人支援機関・団体の職員や個人支援者を対象としたセミナーを開催しています。  
詳細・お申込みはこちらから⇒⇒



【法テラスのHP】

### ■法テラスについて知りたい

#### ●法テラス公式Twitter



法テラス公式Twitterでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！  
フォロー随時募集中♪  
「法テラス公式Twitter」

#### ●広報誌「ほうてらす」



【第55号】  
特集：身近な交通事故と法律  
表紙・インタビュー  
：トラウデン直美さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪  
ホームページからも読むことができます。  
「広報誌「ほうてらす」」

#### ●メールマガジン「ほうてらすPlus」



法律相談会やイベントなどの法テラスに関する情報をご紹介します。  
ホームページから登録いただけます。  
「メールマガジン「ほうてらすPlus」」



### ■法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



## 法制度整備支援の現場から

職 名:ベトナム長期派遣専門家  
氏 名:河野 龍三  
採用年:平成22年12月  
所 属:ベトナム司法省等

昨年11月のベトナム首相の来日、今年4月末の岸田首相の訪越に加え、6月には古川法務大臣(当時)も訪越し、日越間の首脳・閣僚級の往来は頻繁です。令和5年は外交関係樹立50周年を迎えるなど、両国は今、極めて重要なパートナーシップ関係にあります。

ベトナムは我が国の法制度整備支援の初対象国であり、これまで25年以上、JICAプロジェクトの枠組による支援が続いています。もともとは、森嶋昭夫名古屋大学名誉教授が民法起草に助言したことが支援の始まりですが、その森嶋教授も今年7月、法務省法務総合研究所国際協力部の内藤晋太郎部長らとともにJICA調査団の一員として訪越し、司法大臣、最高人民検察院長官等、各カウンターパート(CP)の指導部と面談を行いました。

これまでの支援により、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法等の基本法令は概ね整備され、現在の活動は、それら法令間の不整合の是正、法令を執行する人材の育成にシフトしています。昨年1月に開始した「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」においては、司法省、共産党中央内政委員会、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会を対象に、グ

ローバル社会におけるベトナムの競争力の強化を目指しています。また、6つのCPが最優先課題を自ら選定し、それらの解決策を研究・提案するためのワーキンググループ(WG)を設置し、日本側専門家は、ベトナム側が主体的に議論を行うことを支援するという手法を採用していることも特徴の1つです。

例えば、司法省は、法令の整合性及び法執行の効率性の向上を、最高人民検察院は、人民検察院の組織改革及び検察官の能力向上をテーマとしたWGをそれぞれ設置し、メンバーによる共同討議を実施しています。これらの活動には、森嶋教授をはじめとした前記調査団の皆さまにもご参加いただきました。

ベトナムの法制度がより良いものとなり、国際的な信頼をますます得て、我が国の重要なパートナーとして発展するため、現地で頑張りますので、日本の皆さまからもご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



全CPの出席する全体会合の様子(令和4年4月)



JICA調査団の参加したWG活動の様子(令和4年7月)



## 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.14

### ～法務教官～

職 名：統括専門官（支援担当）  
氏 名：岡田 小糸  
採用年：平成21年  
所 属：東日本少年矯正医療・教育センター

#### Q1 法務教官ってどんな仕事？

少年院で働く法務教官は、少年院に入ることになった少年に対して、再び非行に走ることなく健全な社会生活を送れるよう、指導や支援を行っています。「少年」といっても、男の子も女の子もいますが、私たちは「少年」と呼んでいます。少年院に入ることになった原因は一人一人違うので、法務教官は、日夜少年と向き合い、その原因を探り、一人一人の特性に応じた働き掛けを行っています。



チーム力で勝負！～カンファレンスの様子～

## Q2 最近のトピックスは？

私は現在、少年院を出た後の生活に向けたサポートをする「社会復帰支援」を担当しています。少年が少年院を出た後に働く職場や通学する学校との調整や、住む場所を探したり、出院後すぐに福祉のサポートや病院での治療が受けられるように調整を行ったりしています。少年の中には、これまでの生活環境や、自身の障害や病気による生きづらさが非行の原因の一つとなった少年もいます。出院後に、適切な環境や必要な支援につなげることで、再び非行に走らないようにしていきたいと考えています。

## Q3 法務教官のやりがいて何？

少年院の中でこれまでの自分を省みることで、「嫌だ」という気持ちを暴力でしか表現できなかった少年が、それを言葉で伝えられるようになったり、親に対して反発ばかりしていた少年が、親の愛情に気付き「ありがとう」という気持ちを伝えられるようになったりします。このような変化を目の当たりにしたとき、とても嬉しく、少年の成長に立ち会える法務教官という仕事の醍醐味を感じます。

## Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください。

少年院を出た少年などが生活する施設に行くことがあり、私はそこで、少年院を出た少年が社会生活を送っている姿を初めて見ました。その施設で少年たちは一生懸命に農作業に取り組んでおり、その姿からは「二度と非行はしない」という決意が感じられました。少年院での働き掛けが、少年院を出た後の社会生活にもつながっていることを感じられ、私自身の励みとなる経験でした。



農福連携って知っていますか？  
～少年たちが育てた夏野菜～